

第1章 四国厚生支局の概要

1 基本理念・行動指針

平成22年4月策定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

I 国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

II 公平・公正な制度運営

国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督します。

III 法令遵守の徹底

法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たります。

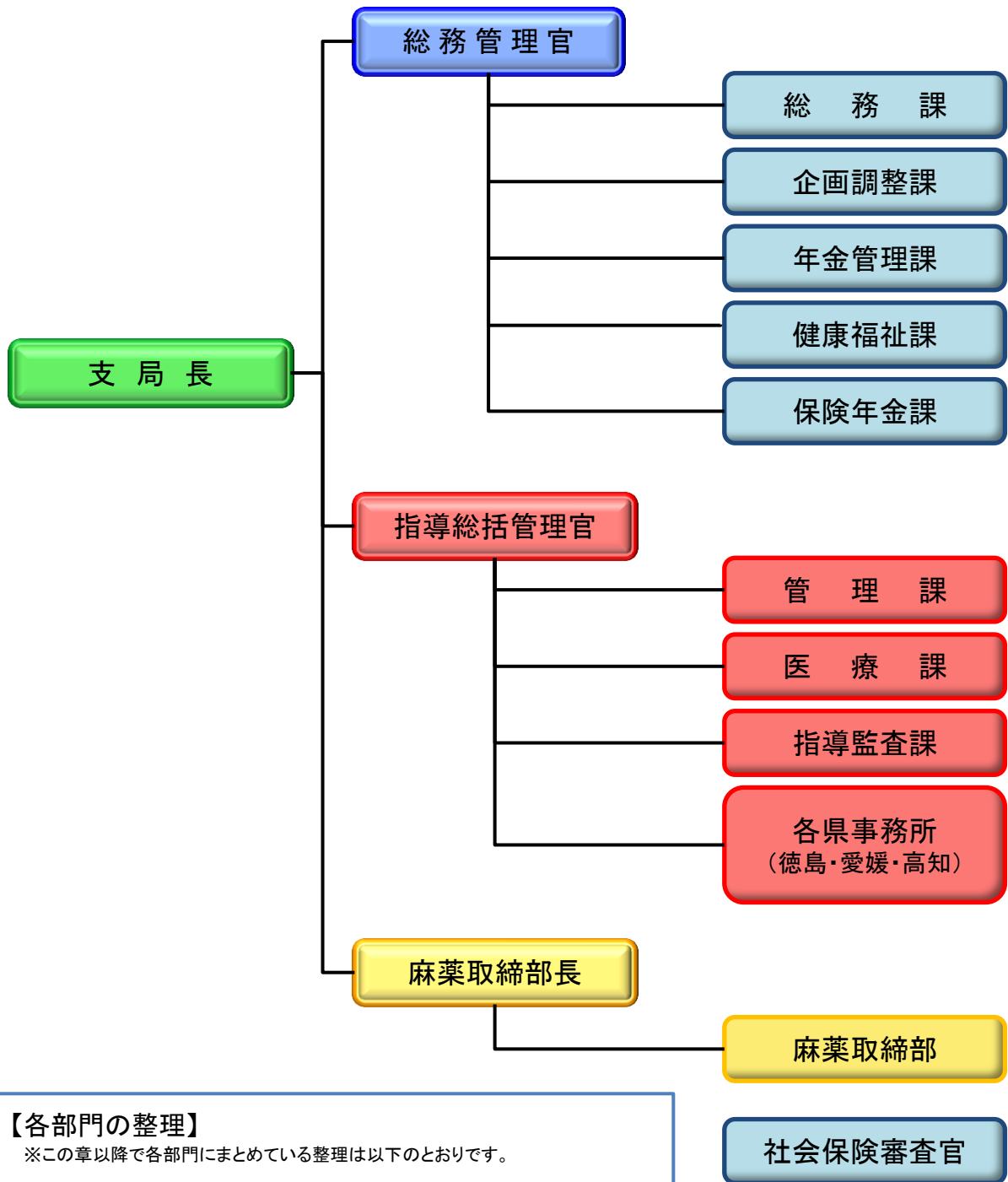
IV 透明性の確保等

国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努めます。

V 業務改善・効率化

継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組みます。

2 組織



【各部門の整理】

※この章以降で各部門にまとめている整理は以下のとおりです。

- 健康福祉・年金等部門・・・総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課、保険年金課、社会保険審査官
- 医療指導部門・・・管理課、医療課、指導監査課、各県事務所(徳島・愛媛・高知)
- 麻薬取締部門・・・麻薬取締部

3 主な業務

〔総務課〕

- 支局の総務、会計等
- 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- 国家試験の実施
- 支局が保有する行政文書の情報公開等
- 中小企業等共同組合の設立認可等
- 支局所管の国有財産の管理
- 特例民法法人の指導監督

〔企画調整課〕

- 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- 四国地方社会保険医療協議会の運営

〔年金管理課〕

- 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - ☆徴収職員・収納職員
 - ☆滞納処分
 - ☆立入検査等
 - ☆受給権者及び被保険者調査
- 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の確認
- 国民年金等事務取扱交付金等の審査
- 厚生年金保険料等の納付猶予の許可
- 社会保険労務士に関する業務
- 年金委員に関する業務
- 学生納付特例事務法人の指定

〔健康福祉課〕

- 各種養成施設等の指定及び監督
- 保健衛生、福祉関係の補助金の執行
- 医療安全の普及・啓発
- 民生委員等の委嘱事務

〔保険年金課〕

- 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の認可等及び指導監督
- 確定拠出年金（事業主関係）、確定給付企業年金の承認等及び指導監督
- 全国健康保険協会支部の認可及び指導監督

〔管理課〕

- 医療サービスの指導監督の総合調整及び情報管理
- 医療法人の定款変更許可等の指導監督（2以上の都道府県において病院・診療所又は介護老人保健施設を開設するもの）
- 国民健康保険の保険者、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険団体連合会の指導
- 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

〔医療課〕

- 特定機能病院の立入検査（人員、構造設備、医療安全等）
- 国の開設する病院等の監督（開設承認、開設承認事項の変更及び構造設備の使用承認等）
- 支局事務所等が行う指導監督に関する事務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

- 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する指導監督
- 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請、届出事務
- 所在県内の柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する登録・承諾等
- 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

〔麻薬取締部〕

- 規制薬物捜査
- 医療麻薬の監督、指導
- 啓発活動・再乱用防止活動

〔社会保険審査官〕

- 日本年金機構理事長が行った年金や健康保険の資格の処分決定に対する審査請求の対応
- 厚生労働大臣が行った年金の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- この他、健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金などが行った処分決定に対する審査請求の対応

4 組織目標

(平成24年4月 改定)

四国厚生支局のミッション

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与する。

項目	内容
1 【国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行する(行動指針Ⅰ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理プロセスの見直しを図り、迅速な行政サービスの提供を目指す。 ・方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。 ・行政相談・ご意見等への懇切丁寧な対応を目指す。 ・国民からのご意見等を行政に反映し、国民にとって利便性のある体制構築を目指す。 ・「常に先を見据えた業務」の徹底を目指す。
2 【国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督する(行動指針Ⅱ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨に則した有効な指導を目指す。 ・不適正事案の発生の防止及び是正の徹底を目指す。 ・組織内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。
3 【法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たる(行動指針Ⅲ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づいた事務の務執を目指す。 ・行政判断の妥当性の確保を目指す。 ・公務に対する国民からのより一層の信頼の確保を目指す。 ・常に知識の習得及び蓄積に努め資質の向上を目指す。 ・さまざまなプレッシャーに耐えうる強固な精神力の育成を目指す。
4 【国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努める(行動指針Ⅳ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。 ・積極的な情報発信及び明確かつ丁寧な説明を行い社会保障政策の更なる理解の促進を目指す。
5 【継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組む(行動指針Ⅴ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルを推進し、これを常に念頭に置いた業務運営を目指す。 ・所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。 ・超過勤務の削減と休暇取得の促進を目指す。 ・職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。
6 【大規模災害への対応】	<ul style="list-style-type: none"> ・四国管内の国・県等の行政機関、学識経験者、民間(経済界等)参加のもと組織された「四国東南海・南海地震対策戦略会議」に参加し、四国地域の実情や課題を踏まえつつ取り組むべき事項について総合的な検討等を行う。

【人材育成等及び7つの能力向上のための取組】

項目	内容
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・支局以外の機関が主催する研修に積極的に参加するとともに、内部研修の充実に取り組む。 ・新規採用等の職員に業務指導を実施する。 ・毎月開催する「業務管理委員会」において、必要な情報の提供や実施状況の進捗管理を行う。 ・「業務管理委員会」などの会議において、幹部以外の職員からも説明・報告を行う事で、プレゼンテーション能力の向上を図る。
実態把握能力	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の皆様の声などで寄せられる意見等について支局内で共有する。 ・関係機関を対象とした会議・研修会で出された意見等を、会議等を活用し報告する。 ・各種指標でみた四国の状況・特徴について紹介するため作成している「88の指標」の充実化を図る。
コスト意識・ムダ排除能力	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、所掌する業務において、配付する資料の内容・部数について十分に精査するとともに、両面コピーの徹底を図る。 ・会議の開催においては、ムダを省くよう意識し、効率的に行い時間短縮を図る。
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理委員会などの会議において、幹部以外の職員からも説明・報告を行う事で、コミュニケーション能力の向上を図る。 ・各業務において、関係機関との連携強化を積極的に図る。 ・会議、所掌する業務においての説明、対応において丁寧かつ分かりやすい表現を用いる。
情報公開能力	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に情報公開がされるよう、情報公開法・個人情報保護法等の研鑽をする。 ・増大する開示請求への対応について迅速に行えるよう、傾向を分析しホームページなどを活用した情報公開に取り組む。 ・ホームページの改善に取り組む。
制度・業務改善能力(アターサービスの考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルを推進し、これを常に念頭に置いた業務運営に努める。 ・職員間による情報交換、打ち合わせ、勉強会の開催を行う。
政策マーケティング・検証能力	<ul style="list-style-type: none"> ・増大する開示請求への対応について迅速に行えるよう、傾向を分析する。 ・窓口・国民の皆様の声などで寄せられる意見などを分析。
新政策立案能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力の向上を通じて新政策立案能力の向上を高めるため、職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を行う。

5 沿革

支局の発足

平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に8カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

〔本省から移管された事務〕

- ・ 医師等の国家試験に関する業務
- ・ 国保の保険者・国保連合会の監督
- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

〔旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務〕

- ・ 国立病院及び国立療養所に関する事務
- ・ 麻薬等の取締に関する事務

平成15年4月

補助金の移管に伴う組織細則が改められ、総務課に助成第1係、助成第2係が設置されました。

平成16年4月

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月

社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課への名称変更がされました。

平成22年1月

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課等の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされ、現在の体制となっています。

6 所在地

高松サポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サポート3番33号
高松サポート合同庁舎4階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (「麻薬・覚せい剤」相談電話)	087-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

高松シンボルトワー

〒760-0019 香川県高松市サポート2番1号
高松シンボルトワー 9・10階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号	
年金管理課	087-851-9510	087-851-9512	9階
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9508	10階
保険年金課	087-851-9562	087-851-9577	9階
社会保険審査官	087-851-9564	087-851-9512	9階

徳島事務所

〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1
日通朝日徳島ビル5階
(交通機関 JR徳島駅 徒歩2分)

電話番号

088-602-1386

FAX番号

088-602-1672

愛媛事務所

〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21
朝日生命松山南堀端ビル7階
(交通機関 JR松山駅 徒歩15分
伊予鉄南堀端駅 徒歩2分)

電話番号

089-986-3156

FAX番号

089-986-3162

高知事務所

〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3
朝日生命高知本町ビル9階
(交通機関 JR高知駅 徒歩15分
土佐電鉄堀詰駅 1分)

電話番号

088-826-3116

FAX番号

088-826-3112